

参議院災害対策特別委員会会議録第四号

(三〇三)

昭和三十六年十月二十五日(水曜日)

午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 一松 定吉君
理事 赤間 文三君
柴田 榮君
武内 五郎君
中田 吉雄君

委員

青木 一男君
岩沢 忠恭君
古池 信三君
小柳 牧衛君
紅露 みつ君
重政 庸徳君
西田 信一君
前田佳都男君
荒木正三郎君
椿 繁夫君
藤田藤太郎君
松永 忠二君
松浦 清一君
牛田 寛君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
通商産業大臣 佐藤 榮作君
建設大臣 中村 梅吉君
自治大臣 安井 謙君

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵省主計 上林 英男君
局法規課長 長谷川 峻君
文部政務次官 長谷川 峻君

厚生政務次官 森田重次郎君

厚生省社会局長 太宰 博邦君

厚生省児童局長 大山 正君

農林政務次官 中野 文門君

農林大臣官房長 昌谷 孝君

農林省農林 坂村 吉正君

経済局長 庄野五郎君

農林省農地局長 齋藤 誠君

農林省振興局長 吉村 清英君

林野庁長官 伊東 正義君

水産庁長官 大川 光三君

通商産業 政務次官 關盛 吉雄君

建設省計画局長 山内 一郎君

建設省河川局長 山内 一郎君

本日の会議に付した案件

○昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設

等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(一松定吉君) たいだいまより災害対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員長及び理事打合せの結果について御報告いたします。

○委員(安井謙君) たいだいま議題となりまして昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案及び理由中修正案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

さきに提出いたしました法律案におきましては、本年の災害を受けた地方公共団体に対し、地方債の発行の特例を認め、さらに農地等の小災害復旧事業にかかる地方債について国が元利補給を行なうことと定めておりますが、その後の災害の発生状況にかんがみまして、十月上旬の水害につきましてもこれらの特例を適用するとともに、本年の災害を受けた公共土木施設及び公立学校施設につきましても、国の特例措置の一環として、小災害復旧事業債について国が元利補給を行ない、もって被害を受けた地方公共団体の財政運営と小災害復旧事業の円滑化をはかるうとするものであります。

以上が、この修正案の提案の理由であります。

次に、この修正案の内容につきまし

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

て御説明申し上げます。

第一は、地方税等の減免により生ずる財政収入の不足を補うため、または災害対策に通常要する費用の財源とするために、地方債をもってその財源とする事ができる地方公共団体及び農地等の小災害復旧事業にかかる地方債について元利補給金を交付する地方公共団体に、十月上旬の水害を受けたものを追加しようとするものであります。

第二は、公共土木施設及び公立学校施設の小災害復旧事業の元利補給であります。これは、公共土木施設については、一カ所の工事の費用が道府県及び五大市については十万元以上十五万円未満、その他の市町村については五万円以上十万円未満。公立学校施設については一学校ごとの工事の費用が十万円をこえる災害復旧事業に対して発行が許可された地方債について国がその元利償還金の百分の三十八・二に相当する額の元利補給を行なうとするものであります。

なお、この種の地方債については、元利償還額の二八・五%ないし五七%が地方交付税の基準財政需要額に算入されますので、交付団体においては、国の行なり三八・二%の元利補給と合わせ元利償還額の六六・七から九五・二%に相当する部分の財源が関係地方公共団体に付与されることになるわけでありまして、また、対象となる団体の指定は政令にゆだねられておりますが、従前の例に準じ、財政力に比し被害の著しいものを指定いたす予定であります。

第三は、以上申し上げました改正に伴い、地方債の引き受け、起債許可の

協議及び政令への委任に関する規定について必要な整理を行なうとするものであります。

以上が、昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案及び理由中修正案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（一松定吉君） 次に農林省関係の説明をお願いいたします。

○政府委員（中野文門君） 農林省関係の御説明申し上げます。昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東地震による災害を受けた農林水産施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案及び理由中修正案の内容について御説明申し上げます。

この修正は、十月初旬北海道南部に発生した水害の状況にかんがみ、この水害をこの法律案に規定する農林水産施設及び開拓地の入植施設の災害復旧事業並びに災害関連事業に関する特別の助成措置の対象となる災害に加えることとするものであります。

次に、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案の修正の内容を御説明申し上げます。

この修正は、昭和三十六年五月から

九月までの天災による被害農業者に貸し付けられる経営資金について次の二つの特例を追加するものであります。すなわち、タケノコの生産をおもな業務とする被害農業者に対して貸し付けられる場合で、その貸付資金のうちにタケノコの生産に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合の貸付限度額を三十万円とし、償還期限を七年とすること、及びもっぱら果樹の栽培を業とする被害農業者に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合の貸付限度額を五十万円とするものであります。

次に、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

去る九月、本邦に襲撃いたしました第二室戸台風は、四国、近畿地方を中心にして広範の地域に甚大な風水害をもたらしたのであります。これにより、水産業につきましても、漁船、漁港施設等八十億円をこえる被害をこうむったのであります。中でも沿岸漁業者の所有する小型漁船で甚大な被害を受けたものは約三千三百隻の多数に達し、しかも、その被害は地域的に集中して発生しているものであります。災害を受けた沿岸漁業者は、経営規模のきわめて零細な漁家でありまして、その漁家にとつて基本的な生産手段である漁船に被害のありますことは、その漁業経営と生活に対する甚大な打撃となると考えられます。したがって、災害を受けた沿岸漁業者の漁業経営及び生活を維持していくためには、被害甚大な小型漁船の早急な復

旧をはかることが最も必要なことであります。しかしながら、沿岸漁業者の経済力は弱く、自力による復旧は、きわめて困難な実情にありますので、これに対する応急措置として、組合員が所有し、その漁業のため使用していた小型漁船の被害のほなほだしい漁業協同組合に対して、国等が特別の助成措置を講じ、災害を受けた沿岸漁業者の共同利用に供する小型漁船を建造させる必要があるものであります。

次にこの法律案について概略御説明申し上げます。

すなわち、この法律案は、第二室戸台風による小型漁船の被害が著しい都道府県を対象とし、その組合員の所有する小型漁船について一定数または一定割合以上が沈没、滅失その他著しい損害を受けた漁業協同組合が、被害を受けた組合員の共同利用に供するため、小型漁船を建造する場合において、国は、予算の範囲内において、都道府県がその漁業協同組合に補助した経費の二分の一を補助することを内容としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長（一松定吉君） ちよつと御報告いたしますが、荒木君、椿君等から総理大臣の出席を求められましたので、今総理に交渉いたしました。が、ちよつと二時から衆議院の本院議院の決算委員会、それ以後はやむを得ない約束があるからして、きようは出席ができないから、いずれ後日は必ず出席するから、その時分にさらに日時をきめて出席することいたしますから御了解願います、ということでありまして、厚生省関係についての説明をお願いいたします。

○政府委員（森田重次郎君） ただいま議題となりました三件の厚生省関係災害特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず第一に、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案についてであります。この法律案は、災害地における防疫業務に要する費用及び伝染病院、隔離病舎等の災害復旧費につきましても、伝染病予防法の特例を設けて国の負担率を高め、都道府県及び市町村の負担を軽減しようとするものであります。

次に、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案についてであります。この法律案は、保護施設、児童福祉施設及び身体障害者更生援護施設の災害復旧費につきましても、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人等の負担を軽減し、それに応じて国の補助率を引き上げようとするものであります。

第三は、昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案についてであります。この法律案は、災害地の都道府県に対する母子福祉資金国庫貸付金の貸付率を引き上げ、被災母子家庭に対する貸付金の財源を確保しようとするものであります。

席するから、その時分にさらに日時をきめて出席することいたしますから御了解願います、ということでありまして、厚生省関係についての説明をお願いいたします。

以上が、厚生省関係災害特別措置法案の提案理由であります、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（松定吉君） 次に、通商産業省関係につきまして説明を求めます。

○政府委員（大川光三君） たいだいま提案になりました昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本年五月の三陸地方に起こった強風による大火、六月の梅雨前線集中豪雨、七月及び八月の集中豪雨に引き続き九月の第二室戸台風は、中小企業者に対して甚大な被害を与えており、その急速な立ち直りをはかるためには、その事業の再建資金の融通の円滑化をはかることが刻下の急務であります。

特に、被災中小企業者がその事業の再建資金を金融機関から借り入れるのを容易にするため、被災地信用保証協会における保証態勢を急速に整備する必要があるものであります、そのためには、災害融資に係る保証につきまして、中小企業信用保険法による保険機能の拡充をはかることが不可欠であると考える次第であります。

この法律案は、以上の趣旨に従いまして、信用保証協会が被災中小企業者の事業再建資金の借り入れに関し行なう信用保証について、中小企業信用保険法の特例を定めることにより、その金融の円滑化を促進するために必要な事項を規定したものであります。

すなわち、第一に、被災中小企業者

の再建資金の借り入れによる債務の保証であつて、昭和三十七年三月末日までに行なわれたものにかかる中小企業信用保険については、災害融資にかかる額を別建てにより計算することとするものであります。

第二に、右のような保険におきましては、填補率を通常の七〇％から八〇％に引き上げようとするものであります。

第三に、右のような保険における保険料率につきまして、通常年百分の三以内でありますところを、年百分の二以内において政令で定める事に引き下げようとするものであります。

以上、この法律案の提案理由及びその概要を申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます。

次に、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案の修正につきまして、修正理由及びその概要を御説明申し上げます。

本年六月の梅雨前線集中豪雨、七月及び八月の集中豪雨に引き続き九月の第二室戸台風は、中小企業者に対して甚大な被害を与えており、その急速な立ち直りをはかるためには、その事業の再建資金の融通の円滑化をはかることが急務と考えまして、先般、本特別措置法案を提案した次第であります。

したがって、利子補給融資金額の限度について、個々の中小企業者にあつては一人当たり五十万円とあるのを百万円に、中小企業者の団体にあつては団体当たり百五十万円とあるのを三百万円にそれぞれ引き上げるとともに、これに伴い、利子補給の対象となる融資金額の総額を八億五千万円から十四億円に引き上げた次第であります。

以上が、先般提出いたしました特別措置法案を修正しました理由及び概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（松定吉君） 次に、文部省関係の説明をお願いいたします。

○政府委員（長谷川峻君） たいだいま政府から提出いたしました昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

六月及び七月の梅雨前線並びに九月の第二室戸台風による大阪、京都等の近畿地方その他の府県における被害は著しく、私立学校施設につきましては、多大の損害を生じたのであります。政府といたしましては、そのすみやかな復旧をはかり、学校教育の円滑な実施を確保するためには、これらの私立学校施設の災害復旧費について、国庫補助等の特別の措置を講ずる必要があると考えまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

出した次第であります。

次に法律案の内容の概要を申し上げます。

第一は、梅雨前線または第二室戸台風による風水害を受けた地域のうち、政令で定める地域における私立学校施設の災害復旧に要する経費について、政令で定めるところによりその二分の一の国庫補助を行なうことができることを規定したことであります。なお、この場合において、災害復旧のための工事費は、原形に復旧するものとして算定することとしたしておりますが、それが著しく困難または不適当である場合においては、従前の施設にかわるべき必要な施設をすることもこれに含めて算定することができることとしております。

第二は、私立学校振興会の業務の特例を設け、今回の災害を受けた私立の学校については、学校法人以外の者が設置する学校についても災害復旧に必要な資金の貸付を行なうことができることを規定したことであります。

なお、このほか、用語の定義、経費の種目、都道府県への事務費の交付等について、所要の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案の理由と内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

なお次に、今回政府から提案いたしました昭和三十六年五月の風水害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案について、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

今年五月に東北地方を襲った強風とこれに伴い発生した大火による災害は、岩手県を初め地域的に著しい被害をもたらしております、さらに六月下旬から七月上旬にかけての梅雨前線による災害及び九月の第二室戸台風による災害は、ほとんど全都道府県にわたつて、公立文教施設に著しい被害を与えております。

現在、公立学校の災害復旧につきましては、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の定めがあり、一般的には、この法律の適用により災害復旧の促進がはかられていますが、今年五月以降の災害につきましては、この法律の適用だけでは復旧がきわめて困難な状況と考えられます。

また、公立の社会教育施設の災害復旧につきましては、現在のところ災害復旧に関する一般的な法律の規定がありませんので、被災した公立の社会教育施設の復旧は、さらに困難と考えられます。したがって、今回の災害の復旧につきましては、国としても特別の措置を講じ、被災施設の早急な復旧をはかるべく、この法律案を提出いたしましたのであります。

次に、この法律案の内容の概略を申し上げます。

まず、この法律案は、昭和三十六年五月の風水害、六月及び七月の水害または九月の風水害による公立学校及び公立の社会教育施設の災害復旧について、政令で特に指定する地域につきましては、公立学校の建物等の災害に要する経費に対する国の負担割合を特に四分の三とし、公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に要する経費に対して国がその三分の二を補助することが

できることとしております。

第二に、経費の算定方法について、原形復旧を基準としておりますが、これが不適当な場合等においては、鉄筋造、鉄骨造でなかったものを鉄筋造、鉄骨造等に改良して復旧することができるとしております。

このほか、用語の定義、経費の種類、都道府県への事務費の交付等所要の規定を設けております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長（一松定吉君） 次に、建設省関係について御説明を願います。

○國務大臣（中村梅吉君） ただいま議題と相なりました昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案中修正につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

この修正は、事業主体が、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害または同年九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものにより滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に貸貸するため、第二種公営住宅を建設するときのほか、同年十月二日鹿児島市に発生した火災により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に貸貸するため第二種公営住宅を建設するときも、国は、公営住宅法の規定にかかわらず、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割以内について、予算の範囲内において、建設に要する

費用の四分の三を補助することができるといたしまして、鹿児島市における公営住宅の建設を促進しようとするものであります。

以上がこの修正の要旨であります。

次に、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案中修正につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

本年六月から九月にかけての梅雨前線豪雨、第二室戸台風等による災害につきましては、さきに国会に提出いたしました昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案によりまして、公共土木施設の災害復旧事業費に対する国庫負担率の引上げ等の措置を講ずることとしたしましたが、その後、北海道等におきまして、本年十月上旬の水害により公共土木施設について激甚な被害を受けたのであります。

政府といたしましては、かかる災害の状況にかんがみ、すでに国会に提出いたしました昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案について本年十月上旬の水害を加え、十月上旬の水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等につきましても、本年六月から九月までの災害の場合と同様の措置をとり得るようになしたし、災害復旧等の促進をはかることとしたしたのであ

ります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○委員長（一松定吉君） 以上をもちまして提案理由並びに修正に関する説明を終了いたしました。

○委員長（一松定吉君） 次に、本委員会に付託されております法律十四件に対する総括質疑に進みます。

質疑の通告順によつて発言をお願いいたしますのでありますが、青木一男委員が急用あつて退席しなければならぬとせん必要上、一番に青木委員の発言を求めまして、次に椿君、松永君、牛田君、赤間君の委員に順次発言をお願いすることにいたします。

○松永忠二君 質問の前にちょっと、議事進行。委員長にお伺いいたしますが、この前、最初に災害の特別委員会をやったときに、提案の説明に大臣が出て来ない。で、大臣が出て来ないというところについて椿委員からやほりといううようなことがあつては困るというお話があつたわけですが、委員長も、今後そういう点については、十分努力をするというお話もあつたのです。

きょうは最初の総括の質問です。ところが、今出て来ている大臣は自治大臣が一人。あとは全部政務次官が出て来ているわけです。私が要求した大臣の中で一人、厚生大臣だけは都合が悪いから政務次官でというお話があつたのです。ほかの方からは何にもそういう話もないわけです。ですから、どういう一休事情でこういうふうになつたのですか。委員長は、どういうふうな理解でこういうふうな状況の中で質問に

入らうとされるのか。それをまず委員長からお聞きをしたいわけですが、事情を。

○委員長（一松定吉君） お答えいたしますが、総理大臣はどうしても総括質問の前にその御出席を願いたいという特に荒木君、椿君の御要求がありまして、交際いたしました。が、さつきも御報告いたしましたように、ちょうど二時から衆議院の本会議がありますし、三時から三時半まで参議院の決算委員会に出席しなければならぬ。その以後はやむを得ない公務のために出席できないから後日の適当な時期に出席するということについて、日時をきめて御相談をいたしますからというところの御了解を得て参りましたから、先刻報告いたしました。その次に閣下等、建設大臣や通産大臣、文部大臣等は、今他のほうの委員会に入っておりますから、皆様の御質問の時期に間に合うように出席したいというところの今通告がありましたから、さよう御承知を願ひまして、他の方に対しては何かきょうはいろいろさしつかえがありまゝ政務次官がかわつて説明をする。政務次官の説明がもしどうしても皆さんの了承を得ないといううようなことがあれば、また適当な時期に所管大臣の出席を求めるとにいたしますから、さよう御了承願ひます。

○椿君 ただいま委員長の御発言の中で、大蔵大臣の出席要求を私にいたしておりました。ただいままでのところ何の御連絡もないのですが、御出席になりますか。

○委員長（一松定吉君） 今、決算委員会に入っているそうですからして、それともさっきの総理大臣と同じようなふう

うに、適当な時期を計らつて出席いたします。こういうことに計りたいと思ひます。

○椿君 きょうは出席ができないというところでしようか。適当な時期というのは、本日の適当な時期でしようか。

○委員長（一松定吉君） それは、本日も入ればあしたも入る。適当な時期というのは向こうの差しかえのない時期をこちらに申し出る。だから、きょう申し出があればきょう、あす申し出があればあす、それをよく調べてみましょう。決算委員会に交渉して、あなたの御趣旨に従うようにいたします。

○松永忠二君 林野庁の長官の出席を要求しているわけですが……。

○委員長（一松定吉君） 来ています、出席です。

○松永忠二君 それで、なおあれですが、河野農林大臣などについては、この前も出て来ないわけですが、今度は出て来ないわけですか。で、やはりそういうふうなことは私たちが困ると思うのです。この前、委員長もそういう点についてはとくと御了承をされているし、なかなかそういう点は、ほかのほうに對しては的確におやりになつてゐるのですから、やはり出席等については委員長も強力にそういうほうへ強い発言を一つされるように……。

○委員長（一松定吉君） 承知いたしました。青木君が一番にやり、その次に椿君がやり、その次にあなたがおやりになりますから、あなたのときまでにそういうことができれば、そのように計らいますので、なるべく御協力を願ひたいと思ひます。

それでは青木委員。

○青木一男君 私、各省に關係ある問題でありますが、主として自治大臣からお答えをいただきたいと思いま

六月の梅雨前線集中豪雨のときに参議院から見舞のための議員団を派遣されまして、私もその一員となつて現地を視察したのでございますが、その餘はまことに目をおおるものがありまして、われわれは深き同情をこれにさ

さきには災害予算の成立を見、今回この特別立法に關する諸法案が提出されたのでございます。先年の伊勢湾台風その他のひどい災害の場合を先例として、また新しいこの措置法案もできま

てやるほかないと、こういう建前にな

場合、国の乗り出す限度と申しますか、国の援助の力がこういう形ではな

いかと、私は思うものでございませう。これは尊い国土保全の上から見て当然そうなると同時に、やはり罹災民その

た、先ほど申しした災害見舞団の一員として、私は天龍川流域の大鹿村の現地を視察したのでございますが、こ

て生活を建て直したほうがいいという

構想でございませう。私は、国が救済のために金をかけるならば、やはり効果

のある金のかけ方をしたほうがいいのじゃないだろうかと思ふものでございまして、こういう考え方が罹災者並び

に地方団体の間に起きた場合におきましては、国はこれに力をかけて、その災害復旧、復興の経費が生きて働くよ

ございませう。さらにこの特例法から漏

れておる点で、今御指摘になりましたた

な、これはまた災害を受けるであらう、そういうような地域は、いっそ集

団的な移住でもやつてはどうか、こういうお話が出ておりました。私のほう

会に出席しておりますので、ちよつと

ここに出席しないのですが……。それ

きようは大臣いろいろな支障のために出席ができませんでした、それがために審

議に支障を来たしました結果、きようはこの程度で散会をいたしましたして、明日から予定の日程にこの質問を割り

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

午後二時三十分速記開始

六月及び七月の水害又は同年九月の水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

一、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

一、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案

一、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案

一、昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案

一、昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

第一条 この法律において「私立学校施設」とは、私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第一条に規定する学校をい

う。以下同じ。）の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

2 この法律において「災害」とは、昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害をいう。

第二条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域（以下「被害地域」という。）における私立学校施設の災害の復旧に要する経費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができ

る。

2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

（経費の種目）

第三条 前条第一項に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。）

（経費の算定基準）

第四条 前条に規定する工事費は、当該私立学校施設を原形に復旧する場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をする

こと及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含むものとして算定するものとする。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（私立学校振興会の業務の特例）

第五条 私立学校振興会は、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項及び第二項の規定による業務を行なうほか、被害地域における学校法人（同法附則第十一項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人を含むもの）とされる学校法人をいう。）以外の私立の学校の設置者に対する私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができる。

2 私立学校振興会法第二十五条及び第二十八条の規定は、前項の規定による貸付業務について準用する。

（都道府県への事務費の交付）

第六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に行なわれた被害地域における私立学校施設の災害の復旧について適用する。

昭和三十六年五月の風水害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十六年五月の風水害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

（定義）

第一条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。

2 この法律において「公立の社会教育施設」とは、公立の公民館、図書館及び体育施設（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五條第四号に掲げる社会教育に関する施設である体育館、運動場、水泳プールその他政令で定める施設をいう。）をいう。

3 この法律において「災害」とは、昭和三十六年五月の風水害（当該強風に際し発生した火災を含む。）、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害をいう。

（公立学校の建物等の災害復旧に対する国の負担）

第二条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公立学校の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以

下「建物等」という。）の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

（経費の種目）

第三条 前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。）

（経費の算定基準）

第四条 前条に規定する工事費は、当該公立学校の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含むもの）として算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、この法律の適用については、公立学校の建物等を原形に復旧するものとみなす。

3 前条に規定する事務費は、第一項の規定により算定した工事費に

に

政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に対する国の補助)

第五条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公立の社会教育施設の建物等の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 第三条並びに前条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「公立学校」とあるのは、「公立の社会教育施設」と読み替えるものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(他の法律との関係)

第七条 この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校の建物等の災害の復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)による国の費用負担は、行なわれない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に行なわれた第二条又は第五条第一項の政令で定める地域における

公立学校又は公立の社会教育施設の災害の復旧についても適用する。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

1 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害(以下「第二室戸台風災害」という)に係る小型漁船の被害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で第二室戸台風災害を受けたもの(沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る)を第二室戸台風災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案

(市町村の支弁に対する国庫負担の特例)

第一条 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた政令で定める市町村が当該災害のための予防事務に關して行なつた伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第二十一条の支弁(同法第十九条第二項に關する諸費を除く)については、同法第二十四条中「三分ノ二」とあるのは「全額(第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テハ六分ノ五)」と、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二(第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テハ五分ノ四)」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適用する。

(都道府県等の支弁に対する国庫負担の特例)

第二条 前条に規定する災害を受けた政令で定める都道府県が当該災害のための予防事務に關して行な

つた伝染病予防法第二十二條の支弁及び前條の規定に基づく政令で定める市が当該災害のための予防事務に關して行なつた同法第十九條第二項に關する支弁については、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「四分ノ三」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案

(保護施設の災害復旧費に関する特例)

第一条 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた政令で定める地域において当該災害により被害を受けた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の復旧に要する費用については、同法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同法第七十四条第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第七十五条第一項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ

れ同法第七十三条、第七十四条第一項、第七十五条第一項又は同条第二項の規定を適用する。

(児童福祉施設の災害復旧費に関する特例)

第二条 前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉施設(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五条の規定により設置された児童福祉施設の復旧に要する費用については、同法第五十二条中「二分の一(第五十條第十号及び前條第一項第二号の費用中、母子寮、保育所、精神薄弱児童通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の一)」とあるのは「三分の二」と、同法第五十四条中「四分の一(母子寮、保育所、精神薄弱児童通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一)」とあるのは「六分の一」と、同法第五十六条第二項第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の二第一項及び第三項の規定を適用する。

2 前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉施設であつて児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの(都道府県又は市町村が設置したものを除く)が同項第二号に該当するときは、当

該災害によつて生じた当該施設の復旧に要する費用については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えるものとする。

(身体障害者更生援護施設の災害復旧費に関する特例)

第三条 第一条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十七条第二項の規定により設置された身体障害者更生援護施設の復旧に要する費用については、同法第三十七条の二第三号中「十分の五」とあるのは「三分の二」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律

1 昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた政令で定める都道府県(地方自治

法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下同じ。)に対し、国が母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三十五号。以下「貸付法」という。)によつて貸し付ける金額は、昭和三十六年度及び昭和三十七年度に限り、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者(以下「被災者」という。)に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2

前項の都道府県が昭和三十八年三月三十一日までに被災者に貸し付けた金額が、当該都道府県が昭和三十六年度及び昭和三十七年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつたときは、当該都道府県は、昭和三十八年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

附 則

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十六年五月の風水害(当該強風に際し発生した火災を含む)、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被害中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体(以下「中小企業者団体」という。)

二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち、前号に掲げる者を含むもの(保険価額)

第三条 中小企業信用保険法(以下「法」という。)第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証(昭

和三十七年三月三十一日までに行なわれた被害中小企業者の再建資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。)を受けた被害中小企業者に係るものについて、同条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律第三条に規定する災害関係保証(以下「災害関係保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」とする。

(保険金額及び保険金)

第四条 法第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについては、同条第二項及び法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

(保険料)

第五条 法第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについては、同条第二項及び法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

のについての保険料の額は、法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月二十九日から適用する。

十月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置規定法案(予備審査のための付託は十月十三日)

一、昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案(予備審査のための付託は十月十三日)

一、昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は十月十三日)

一、昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(予備審査のための付託は十月十三日)

一、昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案（予備審査のための付託は十月二十日）

一、昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案（予備審査のための付託は十月二十日）

十月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案（衆）

一、昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案（衆）

一、昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害に関する国民健康保険事業に関する補助に関する特別措置法案（衆）

一、昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案（衆）

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつ（以下単に「水害等」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において水害等により被害を受けた者で、生計が困難であるものの生活の保障に關し、特別の措置を講ずることを目的とする。

第二条 被害地域において水害等により被害を受けた者（事業主に雇

用されている者又は日雇労働者が、業務に服する意思を有するにもかかわらず、事業所又は道路、交通機関等が水害等を受けたため相当の期間業務に服することができない状態にある場合におけるその者を含む。）で、生計が困難であるため保護を要する状態にあると認められるものに対しては、この法律の施行後一年間に限り、必要な保護を行なうことができる。ただし、その者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、被災者援護法（昭和三十六年法律第 号）その他政令で定める法律を除く。）に定める扶助又は失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）による失業保険金を受けることができる場合には、その受けることができる扶助又は失業保険金の限度において、その法律の定めるところによる。

2 前項の場合において、生計が困難であるかどうかを判定するに当たっては、その者の資産で水害等によりその経済的価値が著しく減少しているものと認められるものは、参酌しないものとする。

3 保護は、都道府県知事、市長又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長が、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者又は居住地がないが若しくは居住地が明らかでない者でその管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在

地を有するものにつき、行なうものとする。

4 保護は、金銭を給付することによつて行なうものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによつて行なうことができる。

5 保護のための金品は、保護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

6 保護の種類、範囲、程度その他保護に關し必要な事項は、政令で定める。この場合において、当該保護の種類、範囲、程度等は、生活保護法による保護の種類、範囲、程度等を下まわるものであつてはならない。

（費用の支弁）

第三条 都道府県又は市町村は、その長が前条の規定により行なう保護に要する費用を支弁しなければならぬ。

（国の負担）

第四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が前条の規定により支弁した費用の百分の九十五を負担する。

（費用の徴収）

第五条 都道府県知事又は市町村長は、第二条の規定による保護を行なつた場合において、その保護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならぬ者（保護を受けた者と同

一の世帯に属するその者の配偶者及び一親等の親族に限る。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその保護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費として、約四億八千万円の見込みである。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十六条中「費用の合計額が」とあるのは「費用につき」と、「収

入見込額の千分の二を超過するとき
は、その超過額に對し」とあるのは
「収入見込額に對する当該費用の合
計額の割合に應じ」と、「千分の二を
超え千分の二十」とあるのは「千分の
二十」と読み替えて、同条の規定を
適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、
約八億円の見込みである。

昭和三十六年五月二十九日及び三
十日並びに十月二日の強風に際し
発生した火災、同年六月、七月、
八月及び十月の水害又は同年九月
の風水害に關し災害救助法が適用
された地域における国民健康保険
事業に對する補助に關する特別措
置法案

昭和三十六年五月二十九日及び
三十日並びに十月二日の強風に
際し発生した火災、同年六月、
七月、八月及び十月の水害又は
同年九月の風水害に關し災害救
助法が適用された地域における
国民健康保険事業に對する補助
に關する特別措置法

国は、昭和三十六年五月二十九日
及び三十日並びに十月二日の強風に
際して発生した火災、同年六月、七
月、八月及び十月の水害又は同年九
月の風水害に關し災害救助法（昭和
二十二年法律第百十八号）が適用さ
れた地域において国民健康保険事業
を行なう保険者（国民健康保険組合

約六億三千万円の見込みである。

昭和三十六年五月二十九日及び三
十日並びに十月二日の強風に際し
発生した火災、同年六月、七月、
八月及び十月の水害又は同年九月
の風水害を受けた地域における公
衆衛生の保持に關する特別措置法
案

昭和三十六年五月二十九日及び
三十日並びに十月二日の強風に
際し発生した火災、同年六月、
七月、八月及び十月の水害又は
同年九月の風水害を受けた地域
における公衆衛生の保持に關す
る特別措置法

（伝染病予防法の特例）

第一条 昭和三十六年五月二十九日
及び三十日並びに十月二日の強風
に際し発生した火災、同年六月、
七月、八月及び十月の水害又は同
年九月の風水害を受けた政令で定
める市町村が当該災害のための予
防事務に關して行なつた伝染病予
防法（明治三十九年法律第三十六号）
第二十一条の支弁（同法第十九条
第二項に關する諸費を除く。）につ
いては、同法第二十四条中「三分
ノ二」とあるのは「全額」と、同
法第二十五条第一項中「二分ノ一」
とあるのは「十分ノ九」と読み替
えて、それぞれ同法第二十四条又
は第二十五条第一項の規定を適用
する。

2 前項に規定する災害を受けた政
令で定める都道府県が当該災害の
ための予防事務に關して行なつた
伝染病予防法第二十一条の支弁及
び同項の規定に基づく政令で定め

る市が当該災害のための予防事務
に關して行なつた同法第十九条第
二項に關する支弁については、同
法第二十五条第一項中「二分ノ一」
とあるのは「十分ノ九」と読み替
えて、同項の規定を適用する。
（水道の復旧に關する補助）

第二条 国は、前条第一項に規定す
る災害を受けた市町村であつて、
その経営する水道事業の水道施設
が当該災害によつて受けた被害の
復旧をしようとするものに対し、
政令の定めるところにより、予算
の範囲内において、その復旧に要
する費用の十分の九を補助するこ
とができる。

2 前項の規定は、前条第一項に規
定する災害を受けた市町村が、そ
の区域内に給水区域を設けて当該
市町村以外の者の経営する簡易水
道事業の水道施設が当該災害によ
つて受けた被害につき、これを復
旧して引き続き水道事業を經營す
るためその復旧をしようとする場
合におけるその復旧に要する費用
について準用する。
（汚物処理等に關する補助）

第三条 国は、第一条第一項に規定
する災害を受けた政令で定める市
町村が、当該災害により次の各号
の一に掲げる費用を支出したとき
は、政令の定めるところにより、
予算の範囲内において、その費用
の十分の九を補助することができ
る。この場合には、清掃法（昭和
二十九年法律第七十二号）第十八
条の規定の適用はないものとす
る。

一 ふん尿の処理その他政令で定

める清掃に要する費用
二 公衆便所又は尿貯りゆうそ
う、し尿積換所その他政令で定
めるごみ若しくはふん尿を処理
するために必要な施設の設置に
要する費用
三 当該災害による被害を受けた
前号に規定する施設、し尿消化
そう、ごみ焼却場又は火葬場の
復旧に要する費用

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、
本年度約一億五千万円の見込みであ
る。

十月二十五日本委員会に左の案件を付
託された。

一、昭和三十六年五月二十九日及び
三十日の強風に際し発生した火
災、同年六月の水害、同年九月の
風水害又は同年十月二日鹿児島市
に発生した火災に伴う公営住宅法
の特例等に關する法律案（予備審
査のための付託は十月十三日）

一、昭和三十六年六月及び七月の水
害、同年七月、八月及び九月の水
害若しくは風水害又は同年八月の
北米濃地震による災害を受けた公
共土木施設等の災害復旧等に關す
る特別措置法案（予備審査のため
の付託は十月十三日）

一、昭和三十六年五月、六月、七
月、八月及び九月の天災について
の天災による被害農林漁業者等に
對する資金の融通に關する暫定措

置法の適用の特例に関する法律案
(予備審査のための付託は十月十三日)

一、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(予備審査のための付託は十月二十日)

一、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案(予備審査のための付託は十月二十日)

一、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(予備審査のための付託は十月二十日)

一、昭和三十六年六月及び八月の被害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(予備審査のための付託は十月二十日)

一、昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(予備審査のための付託は十月二十日)

昭和三十六年十一月十一日印刷

昭和三十六年十一月十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局